

貸会議室利用規約

(目的)

第1条 本利用規約は、兵庫県中央労働センター（以下、「当センター」という。）の貸会議室の利用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本規約において、使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 貸会議室 | 当センターが運営する各ホール、各会議室をいう。 |
| (2) 利用許可 | 貸会議室の利用を許可することをいう。 |
| (3) 利用許可申請 | 貸会議室の利用許可を申請することをいう。 |
| (4) 申請者 | 利用許可を申請する者をいう。 |
| (5) 利用者 | 利用許可された者（利用許可を申請した者を含む）をいう。 |
| (6) 当センターを利用する者 | 当センター内に立ち入り当センターを利用する者をいう。 |
| (7) 利用時間帯区分 | 午前は9時から12時まで、午後は13時から17時まで、夜間は18時から21時までの各時間帯のことをいう。 |
| (8) 施設予約システム | 兵庫県が定める「兵庫県公共施設予約サービス利用規約」に則って電子申請にて利用許可申請を受理するインターネットサービスのことをいう。 |
| (9) 利用者登録情報 | 施設予約システムにおいて、記録された利用者に関する情報をいう。 |

(利用料金)

第3条 利用料金は別表第1の利用料金表によるものとする。なお、各号の場合の利用料金は次のとおりとする。ただし、端数が生じる場合、50円以上100円未満の端数は50円とし、50円未満の端数は切下げとする。

- (1) 入場料、その他これに類するものを徴収する場合は、所定の利用料金の1.5倍の利用料金とする。
- (2) 商品の販売、展示、宣伝等の営業行為をとる場合は、所定の利用料金の2倍の利用料金とする。
- (3) 申請者が労働組合の場合で、事前に減免申請書（組合印および組合長の印が必要）を提出したときは、所定の利用料金の10分の7の利用料金とする。
- (4) 申請者が障害者団体の場合で、事前に減免申請書に障害者手帳（代表者1名）の写しを添えて提出したときは、所定の利用料金の10分の2.5の利用料金とする。なお、申請者の主たる構成員が兵庫県内に居住しており、かつ障害者基本法第2条第1号に該当する者である場合に限る。

2 有料の付属設備については利用内容にかかわらず別表第1の利用料金のとおりにする。

(利用許可申請)

- 第4条 申請者は、兵庫県中央労働センター利用許可申請書(様式第1号)(以下、「利用許可申請書」という。)を当センターの受付に提出、または施設予約システムにて申請する。
- 2 申請者は利用日の1週間前(ホールは30日前)までに別表第1に定める所定の利用料金を現金または銀行振込みにて支払う。ただし、当センターが認めた場合はこの限りではない。また、銀行振込みの場合、振込手数料は申請者の負担とする。
 - 3 申請者は前項で定めた支払期日以降に利用許可申請をしようとする場合は、利用するときまでに利用料金を支払う。ただし、それ以外については前項に準じた扱いとする。
 - 4 当センターが利用許可申請書の提出を受理した場合において、利用の許可を決定したとき(原則として受理した日から1週間以内)は、兵庫県中央労働センター利用許可書(様式第2号)(以下、「利用許可書」という。)を申請者に対し交付する。ただし、申請者が利用許可書を受領できるにもかかわらず受領しない場合は、利用許可書を交付したものとみなす。

(利用許可申請の受付の開始)

- 第5条 利用日の属する月の1年前の応答月における初日(1月においては1月4日)の9時に当該利用日にかかる利用許可申請の受付を開始する。ただし、開始の時点で申請者が複数ある場合は、抽選により利用許可申請書の受理する順を決定する。
- 2 抽選に参加できる者は利用許可申請書を提出する団体等につき代表者1名に限る。
 - 3 利用許可申請の受付を開始した日においては、1年後の応答月にかかる利用許可申請の受付は15時以降に行うものとする。

(利用許可申請の取消)

- 第6条 利用者が利用許可申請等の取消を行う場合、事前に兵庫県中央労働センター利用許可申請取消書(様式第3号)(以下、「利用許可申請取消書」という。)を当センターに提出、または施設予約システムにて取消しする。
- 2 第5条第1項での利用許可申請書受理後、利用者の都合による大ホール、小ホールの利用許可申請の取消または利用許可申請日時の変更は申出時期にかかわらず、所定の利用料金を支払うものとする。なお、既に利用料金を支払っている場合は、返金しないものとする。
 - 3 利用料金を既に支払っている利用者で、別表第2に該当する期間に取消の申出があったときは、当該領収書の提示を条件に、所定の利用料金に別表第2の割合を乗じた額を返金する。ただし、当センターが認めた場合はこの限りではない。
 - 4 第4条第3項による利用許可申請後の取消の場合で、利用料金を支払っていないときは、支払うべき利用料金から別表第2の返金割合に相当する返金額を減じた残額を支払うものとする。
 - 5 天変地変等の特別な事情による場合で、当センターが利用許可を取消すときは、次の各号のとおりとする。
 - (1) 当センターは利用者に対し利用許可を取消す旨の通知をする
 - (2) 利用者が既に利用料金を支払っている場合は、当該利用料金を返金する
 - (3) 利用者が利用料金を支払っていない場合は、当該利用料金の支払いを免ずる

(利用許可申請の変更)

第7条 利用者が利用許可申請の変更をしようとする場合は、兵庫県中央労働センター利用内容変更申請書(様式第4号)(以下、「利用内容変更申請書」という。)により、変更申請しなければならない。

2 貸会議室、利用日、利用時間帯区分又は第3条第1項の該当する号を変更するときは、第6条に基づく利用許可申請を取消した上で、第4条に基づく新たな利用許可申請をしなければならない。ただし、当センターが必要と認める書類を添えた利用内容変更申請書により、取消申請および新たな利用許可申請を一括で行うことができる。

3 前項の場合においては、次の各号のとおり追加料金の支払いまたは返金を行なう。

- (1) 変更前の利用料金から別表第2の返金割合に相当する返金額を減じた残額
- (2) 変更前の利用料金を支払っている場合は、前号の料金および変更前の利用料金と変更後の利用料金との差額
- (3) 変更前の利用料金を支払っていない場合は、第1号の料金および変更後の利用料金

(禁止事項)

第8条 利用者および当センターを利用する者は、次の各号に定める行為等を行ってはならない。

- (1) 当センターが許可していない掲示、装飾、物品販売、募金活動、音楽関係の催事、宣伝
- (2) 他人への暴力行為、または他人に迷惑を及ぼす行為
- (3) 所定場所以外での喫煙
- (4) 騒音・臭気・振動・発火の危険性のある物品の持込み
- (5) 当センター所有の付属設備の持ち出し
- (6) 貸会議室鍵の当センター外への持出し
- (7) 壁・窓・柱等への貼り紙や釘類の使用
- (8) 机その他に落書きまたは傷をつける行為
- (9) 入居者及び近隣に迷惑を及ぼす行為
- (10) 公益財団法人兵庫県勤労福祉協会の職員に対する社会通念上許容される範囲を超える言動
- (11) その他、当センターが不適切と認める行為

(遵守事項)

第9条 利用者は、次の各号に定める行為等を遵守しなければならない。

- (1) 利用時間は厳守すること。時間を越えて利用する場合、第4条に基づき利用許可申請書の提出およびその許可を受けなければならない。
- (2) 利用後は設備の電源、照明、空調を切った上、鍵をかけ利用終了時間までに鍵を返却すること。
- (3) 貸会議室は使用終了後、原状回復すること。机、イス、設備等の配置を変更した場合は、必ず元の位置に戻すこと。
- (4) レイアウト変更の際は、机、イス、設備等を引きずるなど乱雑に扱わないこと。
- (5) 音響機器、プロジェクター、照明その他機械設備は適正に使用し、使用後は設定を原状回復すること。

- (6) ゴミは利用者が持ち帰ること。なお、ゴミの処分代行を希望する場合は受付にて神戸市指定事業系ゴミ袋を購入すること。
 - (7) 設備等を持ち込む場合、必ず事前に当センターへ相談すること。
 - (8) ケータリング（飲食をとまなう会議等）を利用する場合は、必ず事前に当センターに相談すること。
 - (9) 荷物の預かりは、別途定める「マトメテ予約サービス」の規約を遵守すること。「マトメテ予約サービス」を利用しない場合の荷物預かりは原則、利用当日のみとする。ただし、利用日をまたいで荷物を預ける場合は、夜間時間帯の利用許可を得た貸会議室内で荷物を預けるものとする。なお、荷物に棄損または滅失等が生じてても当センターは一切の責任を負わない。
 - (10) 利用者および当センターを利用する者の貴重品等の管理は利用者が行うこと。
- 2 利用者または当センターを利用する者の責による建物、付属設備機器の棄損または会議室の汚損等が生じた場合、原状回復に要する費用は利用者が負担する。

（利用制限）

第 10 条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、または当センターを利用する者が次の第 3 号から第 6 号のいずれかに該当する場合は利用許可を取消することができる。

- (1) 利用者登録情報または利用許可申請書、利用内容変更申請書の記載に偽りがあった場合
 - (2) 第三者に貸会議室転貸または貸会議室利用の権利を譲渡した場合
 - (3) 本利用規約に違反した場合
 - (4) 公序良俗に反した場合
 - (5) 暴力団等の反社会的勢力に該当し、または反社会的勢力と関係している場合
 - (6) その他、当センターの指示に従わない場合
- 2 利用者は前項の措置により、利用許可を取り消された場合、取り消さなかったときの利用料金相当額を支払うものとする。また、既に支払いがあった利用料金については返金しない。

（施設予約システム利用の停止または一時停止）

第 11 条 次の各号のいずれかの場合、事前の通知なしに施設予約システムの利用を停止または一時停止することができる。

- (1) 施設予約システムの保守、点検、修理、仕様の変更を定期的または緊急に行う場合
 - (2) その他、停止または一時停止の必要性があると当センターが判断した場合
- 2 停止または一時停止によって利用者または第三者に損害が生じたとしても、当センターは一切責任を負わないものとする。

（個人情報保護）

第 12 条 当センターが貸会議室の利用に際し取得した利用者登録情報の内、個人情報については、当センターの「個人データ取扱要領」に則り、適切に取り扱う。

- 2 当センターは利用者の個人情報を利用してダイレクトメールを送付することができる。ただし、本人から送付の停止の申し出があった場合は、以降の送付を停止する。

3 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当センターは利用者の個人情報を開示することができる。

- (1) 裁判所、検察庁、警察またはこれら権限を公的に有する機関から開示を求められた場合
- (2) 個人の生命、身体または公共の安全を守るために緊急であると判断した場合

(設備等)

第13条 利用者は、貸会議室を利用するために当センターの備品以外に必要な機器がある場合は、利用者の負担において準備する。その際、必要な手続きは利用者の責任と費用で行う。

(免責事項)

第14条 当センターの責によらない事情により、貸会議室の貸与が出来ない、または設備が機能しないことにより利用者または第三者に損害が生じたとしても当センターは一切の責任を負わないものとする。

2 当センターの備品が機能しない、または備品の提供が遅延したことにより利用者または第三者に損害が生じたとしても当センターは一切の責任を負わないものとする。また、Wi-Fi設備が機能しない場合も同様とする。

(録画・録音の実施)

第15条 利用者および当センターを利用する者が第8条もしくは第9条に違反し、または第10条に該当する場合（そのおそれがある場合も含む）など、当センターの適正な運営に必要であると認めるときは、当センターは利用者または当センターを利用する者との会話等のやり取りを録画・録音することができる。

(反社会的勢力等の排除)

第16条 当センターは、現在暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という。）および反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に所属している者の一切の利用を禁ずる。

2 当センターは、利用者が次の各号のいずれかに該当すると判明した場合、何ら手続きを要することなく、利用許可を取消すとともに当センターの一切の利用を禁ずる。また、そのことによって利用者に損害が生じたとしても、当センターは一切の責任を負わないものとする。

- (1) 反社会的勢力であると認められるとき
- (2) 利用者が反社会的勢力を利用したと認められるとき
- (3) 利用者が反社会的勢力に資金等を提供し、または便宜供与するなどの関与をしていると認められたとき
- (4) 利用者または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (5) 利用者自らまたは第三者が、暴力的な要求行為、法的責任を超えた要求行為、脅迫的な言動または暴力を用いる行為、風説を流布し偽計若しくは威力を用いて信用を毀損する行為、または業務を妨害する行為に及んだとき

(規約の改定)

第 17 条 当センターは必要があると認めるときは、予告なくこの規約を変更できる。この規約の変更後に利用者が貸会議室の利用許可申請または利用するときは、利用者は変更後の規約に同意したものとみなす。

附則

(施行期日)

この規約は、2024 年 7 月 3 日から施行する。

(施行期日)

この規約は、2025 年 8 月 6 日から施行する。

(施行期日)

この規約の内、様式第 4 号 (第 7 条関係) に関するものは、2026 年 1 月 4 日から施行する。

その他は、2026 年 3 月 2 日から施行する。

別表第1 利用料金表

① 部屋別時間帯別利用料金表

区 分	利 用 料 金					
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
大ホール	円 13,800	円 21,700	円 12,500	円 35,400	円 32,200	円 44,700
小ホール ※	6,200	10,200	5,600	16,400	14,900	20,500
南側5分の3利用	3,700	6,100	3,300	9,800	8,900	12,200
北側5分の2利用	2,500	4,100	2,300	6,600	6,000	8,300
201 会議室	4,400	6,900	4,000	11,300	10,300	14,300
202、302 会議室	1,700	3,100	1,500	4,700	4,300	5,800
203 会議室	1,000	1,800	1,000	2,800	2,800	3,800
204、205、206 会議室	550	850	500	1,400	1,300	1,800
視 聴 覚 室	3,700	5,700	3,400	9,500	8,600	12,000

ホール平日利用の場合の利用料金

区 分	利 用 料 金					
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
大ホール	円 11,000	円 17,400	円 10,000	円 28,400	円 25,800	円 35,800
小ホール ※	5,000	8,100	4,500	13,100	11,900	16,400
南側5分の3利用	3,000	4,800	2,700	7,800	7,100	9,800
北側5分の2利用	2,000	3,300	1,800	5,300	4,800	6,600

※ 備付けのスライディングウォールを展開して小ホールの一部のみを利用できます。

② 備品利用料金徴収

備品名	区分	利用料金
ピアノ	区分時間帯毎	3, 6 0 0円
エレクトーン	区分時間帯毎	3, 6 0 0円

別表第2 利用料金返金割合

部屋/取消(変更)日	～30日前	29～10日前	9～3日前	2日前以降
ホール	100%	50%	0%	0%
会議室等	100%	100%	100%	0%

所定の利用料金に該当する上記割合を乗じた料金を返金します

兵庫県中央労働センター 利用許可書

住所（法人または団体にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人または団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
電話番号

.....
メールアドレス

利用の目的	
利用の日時 施設の名称 利用人員	
附属設備	
備 考	利用種別： 行事名： FAX番号：
利用料	

上記のとおり利用を許可します。 年 月 日

公益財団法人兵庫県勤労福祉協会
理事長